

〔事由C：生計維持者が非自発的失業〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA4サイズに切って、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由Cに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>4. <u>雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）</u>【コピー可】</p> <p>※ 被雇用者であっても傷病手当金を受給中である等の理由で雇用保険受給資格者証の発行を受けられない場合は、次の2つの証明書類</p> <p>(1) 雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）</p> <p>(2) JASSO所定様式「（様式）雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」</p> <p>●<u>離職理由コードは次のものに限る。</u></p> <p>11(1A)、12(1B)、21(2A)、22(2B)、23(2C)、31(3A)、32(3B)、33(3C)、34(3D)</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 申請日（スカラネット入力完了日）現在で非自発的失業の状況が継続していることが要件となり、申請日（スカラネット入力完了日）現在で再就職等をしている場合は、家計急変の支援対象外です。

## ■収入に関する証明書類（該当者のみ）

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>家計急変事由発生月の翌月分～申請月前月分</p> <p>ただし、事由発生当月又は翌月に申請する場合は、事由発生当月の1か月分</p> <p>※最大12か月分</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」24ページを参照してください。

## ■該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出</p> <p>(4) 出入国記録の写し【原本】</p>	申請者→学校→JASSO	
<p>7. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	申請者→学校→JASSO	

(2024.04)